

業 務 委 託 契 約 書 （案）

1 業 務 委 託 名	第 78 回 高松宮 記念杯競輪・第 5 回 パールカップ 広告宣伝業務
2 委 託 期 間	令和 8 年●月●日 から 令和 9 年 6 月 30 日 まで
3 業 務 委 託 料	金●●, ●●●, ●●●円（税込）
4 契 約 保 証 金	業務委託料の 100 分の 10 以上の金額とする。 ただし、第 2 条第 2 項第 1 号又は第 2 号によるときは免除する。

上記の委託について発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者

所 在 地 岸和田市岸城町 7 番 1 号

岸 和 田 市

代 表 者 岸和田市長 ●●●●印

（公営競技事業所取扱い）

受 注 者

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（仕様書及び質問回答書を含む。以下同じ）に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく業務（以下「業務」という。）を行わなければならない。
- 3 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、業務委託料の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金に代わる担保となる発注者が認めた有価証券等の提供をもって代えることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (1) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
 - (2) 岸和田市財務規則第123条第2号に該当する場合における受注者からの契約保証金免除申請
- 3 前項第1号の場合においては、受注者は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(再委託等の禁止)

- 第4条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- 2 発注者は、受注者がこの業務につき著しく不適当と認められる委任者又は下請負人としている場合は、受注者に対して、当該委任又は下請契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行なった場合における一切の責任は、受注者が負うものとする。

(誓約書の提出)

- 第5条 受注者及び岸和田市暴力団排除条例（平成25年岸和田市条例第35号。以下「暴力団排除条例」という。）第7条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を、受注者がとりまとめて、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

(関係法令の遵守等)

- 第6条 受注者は、業務に従事する作業員（以下「作業員」という。）並びに第9条第1項に規定する管理技術者の使用者として、労働基準法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、職業安定法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任及び義務を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。

(秘密の保持及び資料等転用の禁止等)

第7条 受注者は、業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、管理技術者及び作業員（以下「従事者」という。）にも適用するものとする。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

4 受注者は、発注者が提供する一切のデータ、プログラム、資料等を業務以外の用に供し、又は複製してはならない。

(業務工程表の提出)

第8条 受注者は、この契約締結後10日以内に、業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものでない。

(特許権等の使用)

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(受注者の管理技術者)

第10条 受注者は、業務の指揮監督をするため、管理技術者を置き、その氏名その他必要な事項を、この契約締結後速やかに発注者に届出なければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

2 発注者は、受注者の置いた管理技術者が、業務の処理及び管理につき著しく不適当であると認められる場合は、その理由を明らかにし、受注者に必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(作業員の届出)

第11条 受注者は、作業員の氏名を発注者に書面で届け出なければならない。作業員を変更したときも、同様とする。

(監督職員)

第12条 発注者は、この契約の履行に関し、発注者の指定する職員（以下「監督職員」という。）を定めたときは、その氏名を受注者に通知するものとする。当該監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この契約書の条項に定める職務のほか、次に掲げる権限を行なうものとする。

(1) この契約の履行についての受注者に対する指示、承諾又は協議

(2) この契約書及び仕様書の記載内容に関する受注者の質問に対する回答

(3) 業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の確認

(従事者に関する措置請求)

第13条 発注者は、受注者が業務に着手した後に受注者の従事者が業務の履行について著しく不適当であると認められるときは、その理由を示し、受注者に必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(臨機の措置等)

第14条 受注者は、業務の履行に当たって事故が発生したとき、又は事故が発生するおそれのあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者と受注者協議の上、臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容について、遅滞なく発注者に報告しなければならない。

3 発注者又は監督職員は、事故防止その他業務上特に必要があると認めたときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、業務委託料の範囲内に含めることが適当でないと認められる部分の経費については、発注者がこれを負担するものとする。

(発注者の施設への立入)

第15条 受注者及び受注者の関係者は、発注者の承諾を得た上で、業務の実施のため、発注者の管理する施設内に立ち入ることができるものとする。この場合において、受注者及び受注者の関係者は、必ずその身分を証明する証票を携行しなければならない。

(控室等)

第16条 発注者は、業務の実施につき必要があると認めるときは、受注者に対して控室及び資機材置場等（以下「控室等」という。）を用意するものとし、その場所は、発注者が別に指定する。

2 受注者は、発注者から控室等の提供を受けたときは、善良な管理者の注意をもってこれらを使用しなければならない。また、受注者は、これらを発注者に返還するときは、これらを原状に回復しなければならない。

(貸与品等)

第 17 条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の引渡しを受注者が受けたときは、速やかに、受注者は発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。

2 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 受注者は、業務の完了時、貸与品等を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(経費の負担)

第 18 条 業務の履行場所において、受注者が作業を実施するために直接使用する電力、水道、ガスにかかる料金については、これを発注者が負担する。受注者は、作業を実施するに当たって、これらを極力節約し、効率的に使用しなければならない。

2 受注者が業務を実施するに当たって使用する資機材、衛生消耗品及び作業員の制服等は、仕様書に特別な定めがない限り、受注者が負担するものとする。

(関連作業を行う場合の措置)

第 19 条 発注者は、受注者の業務の履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、あらかじめ受注者に通知し、発注者と受注者が協力して建築物の保全に当たるものとする。

(事故発生時の報告)

第 20 条 受注者は、業務の処理に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従うものとする。

(履行報告)

第 21 条 受注者は、発注者の求めに応じ、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(検査)

第 22 条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して完了報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の完了報告書を受領したときは、その日から起算して 10 日以内に検査を完了しなければならない。

3 前項の検査の結果、不合格となり修正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該修正を行い、発注者に修正完了の届けを提出して、再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については前項を準用する。

(業務委託料の支払い)

第 23 条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、適法な手続きに従って、業務委託料の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に支払わなければならない。

3 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により、前項の規定による業務委託料の支払いが遅れたときは、当該未支払い金額につき、遅滞日数に応じ、この契約締結の日における政府契約の支払遅延に対する遅延利息で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

(業務委託料の変更等)

第 24 条 一般的な経済情勢の変動に基づく物価等の変動により作業材料及び労務賃金等に増減を生じた場合であっても、業務委託料又は業務仕様（以下「業務委託料等」という。）は変更しないものとする。ただし、予期することができない非常の事態が生じたため、業務委託料等を変更しないことが著しく不相当であると認められる場合に限り、発注者と受注者協議の上、業務委託料等を変更することができるものとする。

2 発注者は、天災地変、感染症（COVID-19 等を含む。）及び疫病等発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができない事由により業務の全部又は一部を中止したときは、発注者と受注者が協議の上、発注者は業務委託料から当該中止した業務の対価に相応する金額を差し引いた金額を受注者に支払うものとする。

(業務実施日の変更)

第 25 条 受注者は、業務の全部又は一部を発注者が指定した日に実施することができないことが明らかになったときは、発注者に対し、遅滞なくその理由を付した書面により申し出なければならない。

2 発注者は、前項の規定による申し出があった場合において、当該申し出に係る業務が毎日実施すべきものでなく、かつ、自己の業務等に支障がないと認められるときは、受注者と協議の上、業務の実施日を変更することができるものとする。

(損害賠償)

第 26 条 受注者は、業務の処理に当たり、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害のうち、発注者に過失が認められる場合は、発注者と受注者が共同してその損害を賠償するものとする。

(履行遅滞の場合における遅滞料等)

第 27 条 受注者の責めに帰すべき事由により委託期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、遅滞料の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の遅滞料の額は、遅滞日数に応じ、業務委託料（履行が可分の契約であるときは履行遅延となった部分の金額）につき、この契約締結の日における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて得た額とする。

(一部不履行等)

第 28 条 第 25 条第 2 項の規定による業務実施日の変更ができない場合において、業務の一部が不履行となったとき（第 22 条の検査に合格しないままとなった場合を含む。以下同じ。）は、業務委託料から当該不履行となった業務に係る業務委託料相当額を除外するものとする。

2 受注者は、前項の場合において発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 29 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（１）受注者が正当な理由がなくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。

（２）受注者の責めに帰する理由により委託期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

（３）この契約に定める条項に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 30 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）第 3 条の規定に違反して、本契約から生じる債権を譲渡したとき。

（２）受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。

（３）受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（４）受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（５）契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

（６）前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（７）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約から生じる債権を譲渡したとき。

（８）この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

（９）故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。

（10）受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。

（11）第 4 条第 2 項の規定により、発注者から委任又は下請負契約の解除を求められた場合において、受注者がこの求めに応じなかったとき。

（12）受注者が暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

第 30 条の 2 発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 8 条の 4 第 1 項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

（2）独占禁止法第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（同法第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは同条第 3 項、同法第 17 条の 2 又は同法第 20 条第 1 項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。

(3) 独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると、認められたとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第31条 第29条、第30条、第30条の2に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前3条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の解除権）

第32条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったときは、書面をもって発注者に通告することによって、この契約を解除することができるものとする。この場合において、発注者に未払いとなっている業務委託料があるときは、受注者の発注者に対する当該業務委託料及びこれに係るこの契約締結の日における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した額の遅延利息の請求を妨げない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第33条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、違約金として、契約金額の100分の10に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。

(1) 第29条、第30条、第30条の2の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の責務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者

3 第1項及び第2項の場合において、この契約の契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

5 受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者が指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、この契約締結の日における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した額を遅滞料として併せて発注者に支払わなければならない。

（賠償額の予定等）

第34条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の総額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

(1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。

(2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(3) 第30条の2第4号に規定する刑が確定したとき。

(4) 第30条の2第5号に該当したとき。

2 受注者が第4条第1項の規定に違反し、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を、発注者が指定する期間内に支払わなければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前2項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償額を超えるときは、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(相殺)

第 35 条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(契約終了に伴う措置)

第 36 条 受注者は、この契約が期間満了又は契約解除によって終了した場合において、発注者からの支給材料があるときは、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は第 22 条の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約が期間満了又は契約解除によって終了した場合において、発注者からの貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意若しくは過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、この契約が期間満了又は契約解除によって終了した場合において、控室等に受注者が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件（以下「物件等」という。）があるときは、受注者は、物件等を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって物件等を処分し、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行なうことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し立てることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

(紛争の処理)

第 37 条 受注者は、この契約に関し、第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

(疑義等の決定)

第 38 条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書に関して疑義が生じたときは、必要に応じて、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。